

2020年 8月 26日

No. 524



山田 良平
3分間
税ミナール



ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



セルフメディケーション税制の対象医薬品拡大を要望

日本一般用医薬品連合会と日本製薬団体連合会は、今春に実施したセルフメディケーション税制に関する生活者調査結果を踏まえ、同税制の対象医薬品の拡大等、わかりやすく使い勝手のよい制度への改善の要望を含めた令和3年度税制改正要望書を、去る7月17日に、厚生労働大臣宛に提出しました。

同連合会がこのほど公表した調査結果によりますと、同税制の認知度は72.1%、利用意向は12.1%で、ともに前年とほぼ横ばいの結果となりました。現行制度のままでは利用拡大が見込みにくい状況にあることが示唆されたとして、利用上の改善ニーズの高かった「申告対象の製品を全OTC医薬品(薬局・ドラッグストア等で処方箋なしで購入可能な医薬品)に拡大」、「申告手続きの簡素化」、「下限金額の撤廃」を要望しました。調査は第6回目で、今年の確定申告の時期にインターネットで16万人を対象に実施しました。

対象医薬品の購入額の合計が年間1万2千円を超えるときにその超える部分(8万8千円が限度)が所得から控除されるセルフメディケーション税制は、平成29年1月から令和3年12月までの時限措置で、医療費控除の特例として平成29年分確定申告から適用が開始されました。本年5月時点の対象医薬品は1797品目あります。

国税庁が毎年公表している確定申告状況によりますと、同税制の適用者数は平成29年分、30年分が各2万6千人、令和元年分が3万人。これに対し医療費控除の適用者数は平成29年分が749万人、30年分が759万人、令和元年分が756万人と大差があることが確認されています。

「セルフメディケーション税制に関する生活者16万人調査について」(日本一般用医薬品連合会)は、こちらからご覧いただけます。

https://www.jfsmi.jp/pdf/20200702_1.pdf